

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 60 号

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和 61 年岩手県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後									
(出納員の設置等) 第 2 条 別表第 1 の左欄に掲げる組織に出納員を置き、別に命ずるもののほか、同表右欄に定める職にある者をもって充てる。 2 [略] (出納員補佐の設置等) 第 3 条 別表第 2 の左欄に掲げる組織に出納員補佐を置き、別に命ずるもののほか、同表右欄に定める職にある者をもって充てる。 2・3 [略] (会計員の設置等) 第 5 条 出納局の各課、地方振興局企画総務部支出入札課（盛岡地方振興局企画総務部にあつては、管理入札課及び支出審査課）及び総務事務センターに会計員を置き、主任主査、主査、主任、主任主事、主事及び事務員の職にある者をもって充てる。				(出納員の設置等) 第 2 条 別表第 1 の左欄に掲げる組織に出納員を置き、同表右欄に定める職にある者又は別に命ずる吏員をもつて充てる。 2 [略] (出納員補佐の設置等) 第 3 条 別表第 2 の左欄に掲げる組織に出納員補佐を置き、別に命ずるもののほか、同表右欄に定める職にある者又は別に命ずる吏員をもって充てる。 2・3 [略] (会計員の設置等) 第 5 条 総務部総務事務センター、出納局の各課、広域振興局総務部の経理課及び支出審査課並びに地方振興局企画総務部支出入札課（盛岡地方振興局企画総務部にあつては、管理入札課及び支出審査課）に会計員を置き、主任主査、主査、主任、主任主事、主事及び事務員の職にある者をもって充てる。									
別表第 1（第 2 条—第 4 条関係）				別表第 1（第 2 条—第 4 条関係）									
知事の 事務部 局	本庁	組織		職		知事の 事務部 局	本庁	組織		職等			
		[略]		[略]				[略]		[略]			
		地域振興部	[略]		市町村課			行政担当課長	地域振興部	[略]		市町村課	行政・市町村合併担当課長
			環境生活部	環境生活企画室				[略]		環境生活部	環境生活企画室		[略]
		産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室		[略]	資源循環推進課			廃棄物対策担当課長					
		[略]		[略]				[略]		[略]			
	総務部	総務室	[略]	総務部	総務室	[略]	総務事務センター	所長					
	[略]		[略]		[略]		[略]						
	出先機 関	地方振興局	[略]		企画総務部	管理主幹	広域振興局及び地方振興局（以下「広域振興局等」という。）	[略]		保健福祉環境部	福祉課長		
			[略]		保健福祉環境部	福祉課長		農林部	農村整備室管理用地課長				
[略]			農林部	農村整備室管理用地課長	土木部	管理課長							
[略]			土木部	管理課長	税務部	納税課長							
[略]			税務部	納税課長	総務部	総務部長							
[略]			[略]		[略]			[略]					

北上地方 振興局	企画総務部	管理主幹
	保健福祉環 境部	福祉課長
	土木部	管理課長
	税務部	納税課長
水沢地方 振興局	企画総務部	管理主幹
	保健福祉環 境部	福祉課長
	農政部	農村整備室管 理用地課長
	土木部	管理課長
一関地方 振興局	企画総務部	管理主幹
	税務部	納税課長
一関地方 振興局	保健福祉環 境部	福祉課長
	土木部	企画管理課長
	企画総務部	管理主幹
千厩地方 振興局	税務部	納税課長
	保健福祉環 境部	保健福祉環境 課長
	農林部	農村整備室管 理用地課長
大船渡地 方振興局	[略]	
遠野地方 振興局	企画総務部	管理主幹
	保健福祉環 境部	保健福祉環境 課長
釜石地方 振興局	[略]	
[略]		

花巻総 合支局	地域支援部	総務入札課長
		税務室長 遠野県民セン ター所長
	保健福祉環 境部	管理福祉課長 遠野保健福祉 環境センター 所長
	農林部	農村整備室管 理用地課長
北上総 合支局	土木部	管理課長
	地域支援部	総務入札課長
一関総 合支局	保健福祉環 境部	管理福祉課長
	土木部	管理課長
	地域支援部	総務入札課長
工業技 術集積 支援セ ンター		税務室長 千厩県民セン ター所長
	保健福祉環 境部	管理福祉課長 大東支所長
	土木部	管理課長
工業技 術集積 支援セ ンター	地場産業育 成部	地場産業育成 部長
大船渡地 方振興局	[略]	
釜石地方 振興局	[略]	
[略]		

	環境生活部に属する出先機関	岩手県立県民生活センター	消費生活課長
	[略]		
	商工労働観光部に属する出先機関	岩手県工業技術集積支援センター	地場産業育成部長
		岩手県工業技術センター	総務部長
		岩手県先端科学技術研究センター	[略]
	[略]		
	農林水産部に属する出先機関	[略]	
		岩手県内水面水産技術センター	開発部長
		[略]	
		水沢農業改良普及センター	[略]
[略]			
	出納局に属する出先機関	総務事務センター	所長
[略]			
教育委員会の事務部局	総務課	管理予算担当課長	
	教育事務所	次長(盛岡教育事務所にあっては、総務課長)	
	[略]		
	岩手県立図書館	総務課長	
[略]			

	環境生活部に属する出先機関	岩手県立県民生活センター	次長
	[略]		
	商工労働観光部に属する出先機関	岩手県先端科学技術研究センター	[略]
		[略]	
		[略]	
	農林水産部に属する出先機関	[略]	
		岩手県内水面水産技術センター	別に命ずる吏員
		[略]	
		中央農業改良普及センター	別に命ずる吏員
		八幡平農業改良普及センター	別に命ずる吏員
	奥州農業改良普及センター	[略]	
[略]			
[略]			
教育委員会の事務部局	教育企画室	予算財務担当課長	
	教育事務所	企画総務課長	
	[略]		
	岩手県立図書館	別に命ずる吏員	
[略]			

別表第2（第3条関係）

組 織			職		
知事の 事務部 局	本庁	総合政策室	[略]		
		出納局	[略]		
	出先機 関	地方振 興局	盛岡地方 振興局	企画総務部 総務課長 管理入札課長 支出審査課長 別に命ずる吏 員	
			[略]	[略]	
		千 厩地方 振興局 遠野地方 振興局 久慈地方 振興局	[略]	[略]	
			地方振興 局（盛岡 地方振興 局、千厩 地方振興 局、遠野 地方振興 局及び久 慈地方振 興局を除 く。）	[略]	[略]
				総務部に属する出 先機関	[略]
		出納局に属する出 先機関	総務事務セ ンター	別に命ずる吏 員	
		[略]			
		教育委員会の事務部局	岩手県立図書館	総務課総務係 長	
[略]					

別表第2（第3条関係）

組 織			職等	
知事の 事務部 局	本庁	総合政策室	[略]	
		総務部	総務事務セ ンター 職員福祉担当 課長 給与旅費担当 課長	
	出先機 関	広域振 興局等	盛岡地方 振興局	企画総務部 総務課長 管理入札課長 支出審査課長
			[略]	[略]
		県南広域 振興局	保健福祉環 境部	別に命ずる吏 員
			土木部	
			総務部	総務課長 経理課長 支出審査課長
		花巻総 合支局 北上総 合支局 一関総 合支局	地域支援部 保健福祉環 境部	別に命ずる吏 員
			土木部	
		久慈地方 振興局	[略]	[略]
地方振興 局（盛岡 地方振興 局及び久 慈地方振 興局を除 く。）	[略]	[略]		
総務部に属する出 先機関	[略]	[略]		
[略]				
教育委員会の事務部局	岩手県立図書館	別に命ずる吏 員		
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。